

一宮監公表第4号

平成30年11月27日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 井上文男

一宮市監査委員 水谷千恵子

#### 教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、教育文化部の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告

## 1 監査対象

教育文化部（生涯学習課、スポーツ課、博物館事務局、図書館事務局）の財務事務及び行政事務の状況並びに施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成30年4月1日から平成30年7月31日まで）

## 2 監査場所

監査事務局、関係各課及び各施設

## 3 実施年月日

平成30年9月25日から平成30年11月22日まで

## 4 監査方法

- (1) 書類の審査
- (2) 資料に基づく説明の聴取
- (3) 施設の現況調査

## 5 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

### (1) 契約に関する事務について

- ア 契約の方法及び手続が適切になされているか。随意契約による場合、その理由は適切か。
- イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など契約内容は適切か。
- ウ 契約内容の履行及びその確認が適切になされているか。

## 6 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成30年4月1日から平成30年7月31日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、教育長、教育文化部長、次長、一宮市博物館長、中央図書館長、担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品の管理についてもおおむね良好になされて

いた。一部で見受けられた指摘事項(措置を要する事項)、留意事項については、各課について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各課について記述する。

組織及び事務分掌は、平成30年7月31日現在のものを掲載した。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、臨時職員に係る共済費は計上した。

◎ 生涯学習課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課	生涯学習グループ 7名	○生涯学習の総合企画及び連絡調整に関すること。 ○生涯学習推進計画の推進に関すること。
	専任課長 1名	○生涯学習推進会議に関すること。
	課長補佐 1名	○生涯学習の振興に関すること。
	主査 1名	○社会教育委員に関すること。
	社会教育主事 1名	○講座、講演会その他の催しに関すること。
	主事 2名	○社会教育関係団体に関すること。
	書記 1名	○社会教育の振興に関すること。
	文化グループ 3名	○女性教育のための各種の学級及び講座に関すること。
	専任課長(再掲) 1名	○女性団体の育成指導に関すること。
	課長補佐 1名	○女性教育の振興に関すること。
長	学芸員 1名	○女性活動の促進に関すること。
	主事 1名	○音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等の開催並びにその指導及び奨励に関すること。
	国際グループ 4名	○ユネスコ活動に関すること。
	専任課長(再掲) 1名	○文化団体に関すること。
	課長補佐 1名	○文化振興に関すること。
	主事 2名	○生涯学習課の庶務に関すること。
	国際交流員 1名	○公民館運営審議会に関すること。
	公民館グループ 19名	○公民館事業に関すること。
	専任課長 1名	○公民館施設に関すること。
	課長補佐 8名	○公民館振興に関すること。
名	主査 1名	○国際交流に関すること。
	嘱託 8名	○渉外に関すること。
	臨時職員 1名	○国際化推進に関すること。
	尾西生涯学習センターグループ 2名	○生涯学習センターに関すること。
	専任課長 1名	
	嘱託 1名	

尾西南部生涯学習センターグループ 2名	
専任課長 1名 嘱託 1名	
大和生涯学習センターグループ 2名	
専任課長(再掲) 1名 嘱託 1名 臨時職員 1名	
計	40名

\*生涯学習課長は、尾西生涯学習センター館長、尾西南部生涯学習センター館長、尾西生涯学習センター墨会館長、大和生涯学習センター館長、尾西公民館長及び尾西南部公民館長兼務。

## 2 予算執行状況

### 歳入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	還付 未済額 (F)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・1・7 教育使用料	円 3,678,000	円 1,251,195	円 1,202,675	円 0	円 58,280	円 9,760	% 34.0	% 96.1
15・1・1 財産貸付収入	810,000	810,000	810,000	0	0	0	100.0	100.0
15・2・2 物品売払収入	573,000	214,944	214,944	0	0	0	37.5	100.0
16・1・4 教育費寄附金	1,000	0	0	0	0	0	0.0	—
17・1・1 基金繰入金	84,000	0	0	0	0	0	0.0	—
19・6・8 雑入	374,000	206,481	187,069	0	19,412	0	55.2	90.6
計	5,520,000	2,482,620	2,414,688	0	77,692	9,760	45.0	97.3

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
10・4・1 社会教育振興費	円 42,026,000	円 26,180,675	円 10,921,661	% 62.3	% 26.0
10・4・2 公民館費	735,282,000	218,243,559	197,679,497	29.7	26.9
10・4・5 国際交流費	6,111,000	5,019,440	2,499,440	82.1	40.9
10・4・6 生涯学習センター費	44,292,000	20,215,191	8,148,300	45.6	18.4
計	827,711,000	269,658,865	219,248,898	32.6	26.5

歳 出（継続費通次繰越）

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
10・4・2 公民館費	円 131,600,000	円 131,600,000	円 131,600,000	% 100.0	% 100.0

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

○生涯学習課（尾西生涯学習センター、尾西南部生涯学習センター及び大和生涯学習センターを除く）

(1) 郵便切手の管理状況について調査したところ、受払簿を作成しておらず、現在高は郵便切手を入れた封筒に記載する方法で管理していた。残数は一致していたものの、受払簿を作成するとともに、定期的に受払簿の記載内容と残数について照合し、上司の確認を受けるなど適正に管理されたい。

(2) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 葉栗公民館産業廃棄物収集運搬及び処分業務契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号で定める随意契約によることができる場合に該当していないにもかかわらず、随意契約により契約締結されていた。随意契約によることができる場合に該当しない契約は、競争入札により契約締結されたい。

イ 開明公民館清掃業務請負契約始め5契約において、契約書に権利及び義務の譲渡等の禁止に関する条項が記載されていなかった。一宮市契約規則第5条第1項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

ウ 開明公民館清掃業務請負契約始め4契約において、契約書に一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

エ 開明公民館自家用電気工作物保安業務委託契約において、契約書に仕様書が添付されておらず、仕様書の内容の履行が担保されていない状態となっていた。契約書の作成にあたっては、仕様書を含めた契約内容が確実に履行されるよう仕様書と一体のものとして作成されたい。

オ 同契約において、契約書に添付されている特約条項が、契約締結に係る決裁に添付されておらず、決裁権者が契約書に特約条項を添付することを承認していない状態となっていた。契約に必要な文書は漏れなく決裁を採られたい。

(3) 地区公民館事業（丹陽町連区）の委託事務において、食糧費の支出に係る注意事項として、1人当たり2,000円を限度とするよう指示しているが、領収書に何人分の食事代であるか記載されていないものがあつた。1人当たりの食事代が適正な支出かどうか判断できない状態であるので記載するよう指導されたい。

(4) 目的外使用許可に関する事務において、向山公民館の電話柱に係る使用料を変更した際に、納付書は変更後の金額で相手方に送付し納付されているが、変更通知が送付されていなかったもので送付されたい。

#### ○尾西生涯学習センター

(1) 講堂空調設備保守点検委託契約において、契約書に契約保証金に関する条項が記載されていなかった。一宮市契約規則第5条第1項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

(2) 講座に関する事務において、各講座の開催や講師、教材費、定員、講師謝礼などを含めた講座内容について、決裁文書が作成されていなかった。また、応募数が定員超過の場合に行われる公開抽選の結果について、上司への文書による報告がされていなかった。市としての意思決定については、必ず文書により決裁を受け、記録を残されたい。

#### ○尾西南部生涯学習センター

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 樹木管理業務委託契約始め4契約において、契約書に一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

イ 清掃業務（床・ガラス）委託契約において、契約書に秘密の保持に関する条項が記載されていなかった。契約の相手方が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

ウ 空調設備保守点検委託契約始め2契約において、契約書に契約保証金に関する条項が記載されていなかった。また、清掃業務（床・ガラス）委託契約始め2契約において、契約書に契約代金の支払いの時期及び方法について記載されていなかった。一宮市契約規則第5条第1項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

エ 樹木管理業務委託契約において、契約締結に係る決裁に添付された仕様書と実際の契約書に添付された仕様書とが別のものとなっていた。契約は、決裁権者に承認を得た書類で締結するよう留意されたい。

オ 消防設備保守委託業務契約において、見積依頼時に相手方に提示した仕様書に業務の対象となる設備の数量が「一式」としか記載されておらず、具体性を欠く内容となっていた。正しく見積金額が算出できない恐れがあるので、見積依頼時に相手方に示す内容は正確かつ具体的に記載されたい。

(2) 講座に関する事務において、各講座の開催や講師、教材費、定員、講師謝礼などを含めた講座内容について、決裁文書が作成されていなかった。また、応募数が定員超過の場合に行われる公開抽選の結果について、上司への文書による報告がされていなかった。市としての意思決定については、必ず文書により決裁を受け、記録を残されたい。

(3) 備品の管理について、備品管理システムから10点抽出して、現物との照合



をしたところ、2点が所在不明となっていた。速やかに照合確認を行い、所在を明らかにされたい。また、2点に備品ラベルが貼付されていなかった。速やかに備品ラベルを貼付するとともに、備品管理に万全を期されたい。

#### ○大和生涯学習センター

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 時間外受付業務請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約がなされているが、契約課への報告を怠ったため、一宮市契約規則第54条の3で定められている契約締結の事前事後に行うべき公表がされていなかった。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約をする際には、契約課へ報告し、契約締結の事前事後に必要な事項を公表されたい。

イ 火災報知機保守業務委託契約始め3契約において、契約書に一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

ウ 火災報知機保守業務委託契約において、契約書に秘密の保持に関する条項が記載されていなかった。契約の相手方が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

エ トイレ消臭器賃貸借契約において、契約書に契約保証金に関する条項が記載されていなかった。一宮市契約規則第5条第1項(契約書の記載事項)に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

オ 火災報知機保守業務委託契約において、契約書に仕様書が添付されておらず、仕様書の内容の履行が担保されていない状態となっていた。契約書の作成にあたっては、仕様書を含めた契約内容が確実に履行されるよう仕様書と一体のものとして作成されたい。

◎ スポーツ課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 名	スポーツ振興グループ 10名	○体育施設の整備計画に関すること。 ○競技スポーツ及び生涯スポーツの普及及び振興並びに指導者の養成に関すること。 ○スポーツ推進委員に関すること。 ○体育・スポーツ関係団体に関すること。 ○野外活動の普及及び奨励に関すること。 ○体育施設の管理及び運営並びに体育器具の保管に関すること。 ○学校体育施設の開放に関すること。 ○スポーツ課の庶務に関すること。
	専任課長 2名	
	課長補佐 2名	
	主査 2名	
	主事 2名	
	書記 1名	
	臨時職員 1名	
	施設グループ 5名	
	専任課長(再掲) 1名	
	課長補佐 1名	
主査 1名		
主任 1名		
嘱託 2名		
計 16名		

2 予算執行状況

歳 入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・1・7 教育使用料	円 24,968,000	円 12,402,920	円 12,215,260	円 0	円 187,660	% 49.7	% 98.5
19・6・8 雑入	284,000	210,816	200,880	0	9,936	74.2	95.3
計	25,252,000	12,613,736	12,416,140	0	197,596	50.0	98.4

歳 出

区 分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
10・5・1 保 健 体 育 振 興 費	円 82,362,000	円 54,489,406	円 30,414,769	% 66.2	% 36.9
10・5・2 体 育 施 設 費	1,224,381,000	482,687,557	420,973,562	39.4	34.4
計	1,306,743,000	537,176,963	451,388,331	41.1	34.5

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留 意 事 項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 平島公園野球場火災報知器保守委託契約など体育施設に係る契約において、契約書に、一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていないものが散見された。また、平成30年度夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会における会場設営・警備業務委託契約においても同様に記載されていなかった。不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

イ 体育施設に係る契約において、契約書に権利及び義務の譲渡等の禁止に関する条項が記載されていないものが散見された。一宮市契約規則第5条第1項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

ウ 平島公園野球場管理委託契約始め4契約において、1者による随意契約としていたが、契約にあたって相手方に見積書を提出させていなかった。一宮市契約規則第56条（見積書提出の省略）の規定に適合していないので、必ず見積書の提出を求めるよう改められたい。

エ スポーツ施設予約システム保守委託契約において、契約書で提出が規定されている情報セキュリティ対策及び管理体制についての報告書及び個人情報にアクセスする権限を有する従事者の氏名等が提出されていなかった。

契約で規定された提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。

- (2) スポーツ施設予約システムにおいて、業務に携わる職員にアクセス権限を付与しているが、人事異動により抹消すべき職員の権限が抹消されず、付与されたままになっていた。一宮市情報セキュリティポリシーに従い、利用者IDの取扱い方法を定め、定期的に利用者IDの棚卸しを行い、不必要な権限が付与されている者がいないか確認するとともに、人事異動があった場合は、漏れなく登録、変更、抹消等を行うよう留意されたい。
- (3) 備品の管理について、備品管理システムから6点抽出して、現物との照合をしたところ、1点が所在不明となっていた。速やかに照合確認を行い、所在を明らかにされたい。また、2点に備品ラベルが貼付されていなかった。速やかに備品ラベルを貼付するとともに、備品管理に万全を期されたい。

◎ 博物館事務局

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
事 務 局 長 1 名	博物館グループ 7 名	○一宮市博物館の管理運営に関する事。
	専任課長 1 名	○三岸節子記念美術館の管理運営に関する事。
	課長補佐 1 名	○尾西歴史民俗資料館の管理運営に関する事。
	主 査 1 名	○木曾川資料館の管理運営に関する事。
	主 任 1 名	○資料の寄贈、寄託及び借受けに関する事。
	学 芸 員 2 名	○一宮市史の編さんに関する事。
	臨時学芸員 1 名	○文化財の保護、保存及び活用に関する事。
	資料館グループ 3 名	○文化財保護審議会に関する事。
	専任課長 1 名	○庶務及び経理に関する事。
	臨時学芸員 2 名	
	美術館グループ 6 名	
	専任課長 1 名	
	課長補佐 1 名	
	主 査 1 名	
学 芸 員 1 名		
臨時学芸員 2 名		
計 18 名 (一宮市博物館長を含む)		

\*一宮市博物館長は、尾西歴史民俗資料館長、三岸節子記念美術館長及び木曾川資料館長事務取扱い。

## 2 予算執行状況

### 歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・1・7 教育使用料	円 7,424,000	円 2,401,930	円 2,032,880	円 0	円 369,050	% 32.4	% 84.6
13・2・6 教育補助 国庫補助金	24,642,000	0	0	0	0	0.0	—
15・1・1 財産貸付収入	216,000	180,000	180,000	0	0	83.3	100.0
16・1・4 教育費寄附金	500,000	500,000	500,000	0	0	100.0	100.0
19・6・8 雑入	5,539,000	1,632,726	1,515,070	0	117,656	29.5	92.8
計	38,321,000	4,714,656	4,227,950	0	486,706	12.3	89.7

### 歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
10・4・4 博物館費	円 182,740,000	円 120,203,227	円 19,593,718	% 65.8	% 10.7
10・4・7 資料館費	107,572,000	59,657,760	18,985,315	55.5	17.6
10・4・8 美術館費	85,859,000	34,643,225	12,900,164	40.3	15.0
計	376,171,000	214,504,212	51,479,197	57.0	13.7

当事務局の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、措置されたい。

[指 摘 事 項 (措置を要する事項)]

○一宮市博物館

(1) 一宮市博物館樹木剪定業務契約及び一宮市博物館施設管理業務委託契約において、次のとおり金額の妥当性が担保できない状態であるので、変更契約を締結し、契約事務の透明性、公平性、経済性を確保されたい。

ア 一宮市博物館樹木剪定業務契約において、見積書提出依頼時に相手方に提示した仕様書等に、業務の実施回数等が具体的に規定されておらず、必要な作業量が不明瞭となっていたため、正しく見積金額が算出できない恐れが生じており、また相手方から提示された見積金額の妥当性が検証できない状態となっていた。

また、契約締結時にも同じ仕様書を契約書に添付しているため、必要な作業量が不明瞭な契約内容となっており、業務の履行やその確認が適正かどうか不透明な状態であった。

契約にあたっては、相手方と解釈の差異が生じないように仕様書等に業務内容を明確、具体的に記載されたい。

イ 一宮市博物館樹木剪定業務契約では、芝生管理として刈り込み及び施肥、並びに低木剪定及び樹木消毒等の業務を委託しているが、一宮市博物館施設管理業務委託契約においても、仕様書で定めた業務の中に芝生刈り（月平均2回、年24回）、低木剪定（年6回）及び低木消毒（年4回以上）が含まれており、両契約で委託業務の一部が重複しているように解される。聞き取りによれば、前者については各業務1、2回ずつの施工であり、後者については前者の施工が行われるまでの間に行う簡易的な芝生刈りや低木剪定等を年間管理として定期的実施しているとのことであるが、契約書類上、業務内容が詳細に定められておらず、不明瞭であった。

さらに、同施設管理業務委託契約の低木消毒業務については、前記のとおり実施回数が規定されているものの、監査対象期間中一度も実施されておらず、聞き取りによれば、低木の状態に応じ、必要が生じたときのみ実施させるとのことであった。規定された実施回数に根拠がなく、過剰な業務を委託しているのではないかという疑義が生じかねない状況である。

業務内容や契約金額等、契約内容をそれぞれ見直し、精査するとともに、各業務内容が明確となるよう改められたい。

また、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 一宮市博物館樹木剪定業務契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としているが、その性質又は目的が競争入札に適さないとは言えないため、競争入札により契約締結されたい。

イ 同契約において、契約書に添付している仕様書で提出が規定されている作業工程表が提出されていなかった。委託した業務が適切に履行されているか確認するうえで必要な書類であるので、契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。

ウ 一宮市博物館施設管理業務委託契約始め2契約において、契約書に権利及び義務の譲渡等の禁止に関する条項が記載されていなかった。一宮市契約規則第5条第1項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

(2) 無料招待券の管理状況について調査したところ、配布先の内訳について担当者が記録を残しているものの、館長の決裁を受けて配布しているものと、決裁を経ず配布しているものがあった。無料招待券は金券に準ずるものであるため、配布先や配布目的等について決裁権者の承認を受けたうえで配布するなど、適正に管理されたい。

(3) 備品の管理について、備品管理システムから9点抽出して、現物との照合をしたところ、2点が所在不明となっていた。速やかに照合確認を行い、所在を明らかにされたい。また、1点が設置場所が変更されているにもかかわらず、備品管理システムの備品情報が更新されていなかった。速やかに登録内容を更新し、備品管理に万全を期されたい。

○尾西歴史民俗資料館

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 警備業務委託契約始め5契約において、契約書に一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書には必要



事項を漏れなく記載されたい。

イ 清掃業務（床・窓ガラス・ファンコイル）委託契約において、契約書に秘密の保持に関する条項が記載されていなかった。契約の相手方が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

#### ○三岸節子記念美術館

（１）契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 施設の管理等に関する契約において、権利及び義務の譲渡等の禁止に関する条項が記載されていないものが散見された。一宮市契約規則第５条第１項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

イ 施設の管理等に関する契約において、一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていないものが散見された。不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

また、昇降設備点検保守業務委託契約において、市の承認により一括再委託が可能となっていた。業務の全部を第三者に再委託させることは望ましくないので、一括再委託を禁止し、やむを得ず業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承認を得るよう改められたい。

ウ 特別展新聞等広告委託業務契約において、契約書に仕様書が添付されておらず、仕様書の内容の履行が担保されていない状態となっていた。契約書の作成にあたっては、仕様書を含めた契約内容が確実に履行されるよう仕様書と一体のものとして作成されたい。

エ ホームページ作成業務委託契約始め７契約において、見積書の提出依頼に係る決裁文書が作成されていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきではないので、文書で決裁を採られたい。

オ 特別展に係る物品の委託販売契約３契約において、販売する物品及びその販売手数料が契約書の別表で規定されていたにもかかわらず、別表が契約書に添付されておらず、契約の内容が担保されていない状態になっていた。契約に必要な内容は漏れなく添付するとともに、内容確認を徹底されたい。

（２）無料招待券の管理状況について調査したところ、受払簿に配布先や理由に

ついて記載されていないものがあった。また、受払いについては担当者の記録のみで、上司の承認や確認を受けていない状況であった。無料招待券は金券に準ずるものであるため、配布先や配布目的、基準等について明確にし、決裁権者の承認を受けたうえで配布するなど、適正に管理されたい。

(3) 三岸節子記念美術館使用料の減免に係る手続において、減免理由や適用条項が決裁文書に記載されていなかった。使用料の全部又は一部を免除することは、市の有する権利の放棄にあたり、一宮市三岸節子記念美術館条例第9条第3項及び同施行規則第7条の各号で可能となる場合が規定されているので、該当する条項等を明らかにしたうえで決定されたい。

(4) 常勤的臨時職員の賃金について、勤務日数の集計処理に誤りがあり、1日分の支給不足があった。追加支給の手続をするとともに、賃金の支給には万全を期されたい。

◎ 図書館事務局

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
事 務 局 長 1 名	庶務グループ 3名	○図書館の総合運用に関すること。
	専任課長 1名	○図書館協議会に関すること。
	課長補佐 1名	○資料の収集、整理及び保管に関すること。
	主 査 1名	○貸出し及び参考事務に関すること。
	中央図書館サービス グループ 4名	○団体貸出し、移動図書館及び配本所に関すること。
	専任課長(再掲) 1名	○試視聴室の管理運営及び資料の貸出しに関するこ と。
	課長補佐 1名	○講座等の開催その他読書活動の奨励等に関するこ と。
	主 査 1名	
	司 書 1名	
	主 事 1名	
	尾西サービスグルー プ 10名	○小中学校の読書推進支援に関すること。 ○ブックスタートに関すること。
	専任課長 1名	○視聴覚ライブラリーに関すること。
	課長補佐 1名	○展示及び館報に関すること。
	主 査 1名	○中央図書館、尾西図書館、玉堂記念木曾川図書館 及び子ども文化広場図書館の施設及び設備の管理 に関すること。
主 事 1名		
臨時司書 6名		
木曾川サービスグル ープ 5名	○尾西児童図書館の設備の管理に関すること。	
専任課長 1名	○庶務及び経理に関すること。	
課長補佐 1名		
主 査 1名		
主 任 1名		
主 事 1名		
子どもサービスグル ープ 5名		
専任課長 1名		
課長補佐 1名		
主 任 1名		
嘱 託 2名		
計 29名 (中央図書館長を含む)		

\*中央図書館長は、尾西図書館長、玉堂記念木曾川図書館長、子ども文化広場図書館長及び視聴覚ライブラリー所長事務取扱い。

## 2 予算執行状況

### 歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・1・7 教育使用料	円 167,000	円 99,831	円 99,831	円 0	円 0	% 59.8	% 100.0
12・2・8 教育手数料	721,000	216,150	208,690	0	7,460	30.0	96.5
19・6・8 雑入	127,000	154,104	138,712	0	15,392	121.3	90.0
計	1,015,000	470,085	447,233	0	22,852	46.3	95.1

### 歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
10・4・3 図書館費	円 458,845,000	円 142,327,413	円 61,164,641	% 31.0	% 13.3

当事務局の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

#### [留意事項]

##### ○中央図書館

- (1) 郵便切手の管理状況について調査したところ、切手1種で原因不明により受払簿の残数に対し保有枚数が1枚過剰となっていた。受払いの都度、正確に記帳し、適正に管理されたい。

##### ○尾西図書館

- (1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 一宮市立尾西図書館及び一宮市立尾西児童図書館の清掃業務請負契約に

において、契約書に仕様書が添付されておらず、仕様書の内容の履行が担保されていない状態となっていた。契約書の作成にあたっては、仕様書を含めた契約内容が確実に履行されるよう仕様書と一体のものとして作成されたい。

イ 空調設備保守点検契約において、契約書に契約代金の支払いの時期及び方法について記載されていなかった。一宮市契約規則第5条第1項（契約書の記載事項）に基づき、契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

(2) 消防法施行規則第9条第4号で、消火器を設置した箇所には「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けるよう規定されているが、尾西児童図書館の1箇所で、消火器の標識が設置されていない場所があった。速やかに標識を設置されたい。

#### ○玉堂記念木曾川図書館

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 清掃業務委託契約において、作業箇所は仕様書及びその別紙で定められているが、契約の相手方から提出された清掃日誌に清掃の実施の有無を記載する欄がない箇所や、欄はあるものの空欄となっている箇所があり、清掃が実施されたか否かが確認できないところがあった。聞き取りによれば、隣接する他の場所と併せて実施されている、あるいは、清掃不要若しくは必要に応じて清掃を指示している箇所とのことであり、必要な業務が履行されていることを確認しているとのことであった。仕様書等で定める作業箇所と実際に清掃を必要とする箇所とで齟齬が生じていると考えられるので、仕様書等を精査するなど、契約内容を見直すとともに、適正に業務が履行されているかどうかを確認できるよう報告書の様式を見直されたい。

イ エレベーター保守・点検業務契約において、契約書に添付された契約約款で、契約の相手方が業務の一部又は全部を市の事前の承諾を要せず第三者に再委託することができることになっていた。業務の全部を第三者に再委託させることは望ましくないので、一括再委託を禁止し、やむを得ず業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承認を得るよう改められたい。

ウ 同契約において、年度ごとに契約を締結しているにもかかわらず、契約書に添付された契約約款に自動更新条項が付されており、単年度の契約期間が毎年度継続する内容となっていた。長期継続契約を締結できるものと

して条例で定めている契約に該当しないため、自動更新条項を削除し、的確な事務処理をされたい。

- (2) 現金取扱事務について、つり銭資金 10,000 円のうち手持ち金庫内の 7,000 円の保管状況を確認したところ、7,500 円保管されており、500 円分超過していた。速やかに原因を究明し、必要な措置をされたい。また、保管現金は定期的に確認、記録、報告するなど、適正に管理されたい。
- (3) 郵便切手の管理状況について調査したところ、切手 3 種で受払簿の残数と保有枚数が一致していなかった。また、受払簿は担当者による記録のみで、上司の確認を受けていない状況であった。受払いを正確に記録し上司の確認を受けるとともに、定期的に受払簿の記載内容と残数について照合、確認を行うなど適正に管理されたい。

#### ○子ども文化広場図書館

- (1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。
  - ア 空調機保守点検業務委託契約において、一部の点検項目について委託先ではない別の業者により点検がなされていたが、事前に再委託の承認がなされていなかった。再委託が必要な場合は、事前に市の承認を得るよう契約の相手方を指導されたい。
  - イ 清掃業務委託契約において、契約書で提出が規定されている清掃実施計画書が提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。
  - ウ 子ども文化広場に関する契約全般において、契約書に仕様書が添付されておらず、仕様書の内容の履行が担保されていない状態となっていた。契約書の作成にあたっては、仕様書を含めた契約内容が確実に履行されるよう仕様書と一体のものとして作成されたい。
- (2) 児童文化教室の出納管理において、各講座の経費は受講者から徴収した教材費のみを原資としているが、講座間での経費の流用が見られた。また、一部で出納簿のない講座が見られた。受講者からの教材費は当該講座にのみ使用されるべきであるので、講座ごとに経費を明瞭にし、独立した出納を行うよう、運営方法の見直しを検討されたい。
- (3) 子ども文化広場の目的外使用料の減免に係る手続において、減免理由や適用条項が決裁文書に記載されていなかった。使用料の全部又は一部を免除することは、市の有する権利の放棄にあたり、行政財産の目的外使用に係る使

用料条例第5条第1項の各号で可能となる場合が規定されているので、該当する条項等を明らかにしたうえで決定されたい。